

議案第155号

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正について

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

静岡市知的障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名称	位置
静岡市わらしな学園	静岡市葵区飯間2263番地

を

」

「

名称	位置
----	----

に

」

改める。

第3条第1項の表中

「

静岡市わらしな学園	支援法第5条第8項に規定する短期入所のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者短期入所事業」という。）	4人
	支援法第77条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として市内に住所を有する知的障害者を対象に日中において行う一時的な見守りその他の支援（以下「知的障害者日中一時支援事業」という。）	

	支援法第5条第15項に規定する共同生活援助のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者共同生活援助事業」という。）	7人	を
	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	80人	
	支援法第5条第10項に規定する施設入所支援のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者施設入所支援事業」という。）		
静岡市清水うなばら学園	知的障害者生活介護事業	60人	

「

静岡市清水うなばら学園	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	60人	に
-------------	---	-----	---

改める。

第4条中「のうち静岡市清水うなばら学園及び静岡市清水うしおワーク（以下「静岡市清水うなばら学園等」という。）」及び「のうち静岡市清水うなばら学園等の管理を行うもの」を削る。

第5条中「福祉施設のうち静岡市清水うなばら学園等」を「福祉施設」に改め、「のうち静岡市清水うなばら学園等の管理を行うもの」を削る。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削る。

第7条第1項中「静岡市わらしな学園、静岡市清水うなばら学園又は静岡市清水うしおワーク」を「福祉施設」に改め、同条第2項中「前条第1項第1号から第5号までの事業によるサービスに係るものにあつては」及び「とし、前条第1項第6号の事業によるサービスに係るものにあつては知的障害者短期入所事業のサービスに係る利用料金の額との均衡を考慮して規則で定める額」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの静岡市わらしな学園におけるサービスの利用に係る料金については、なお従前の例による。